

課題名：【課題番号】 1-1901

実施期間：2019～2021 年度

研究代表者：大塚直

所属：早稲田大学

重点課題 主：【重点課題 ①】 持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示

副：【重点課題 ②】 持続可能な社会の実現に向けた価値観・ライフスタイルの変革

本研究のキーワード：世界環境憲章、環境権、汚染者負担原則（PPP）、未然防止原則、予防原則、事前配慮原則、共通に有しているが差異のある責任原則（CBDR）

■研究の背景と目的

2017 年 9 月の国連総会にあわせてフランスが主催した首脳級会合において、フランス・マクロン大統領が「世界環境憲章」と名付けた環境保護の包括的な国際条約の草案を提示し、それを契機に国連においてその憲章案を基にした検討が開始された。本研究は、憲章案をめぐる国際的な議論動向を継続的に把握しつつ、憲章案に盛り込まれている原則・理念の内容や国際法上の法的地位を検討する。そして、主要国の国内法におけるこれらの原則・理念を検討することで、憲章案の合意可能性もふまえた新たな国際的環境規範のあり方等を提示し、日本の環境法政策への影響を明らかにすることを目的とした。その後、国際会議における議論の結果、同草案は「国連環境計画設立 50 周年を記念する国連環境総会特別セッションの政治宣言」（以下、「政治宣言」という）の採択として終結した。本研究では、政治宣言で再確認された国際環境法原則に関する規定等が、世界環境憲章草案とともに、わが国の環境立法・行政を前進させる原動力になり得るとする立場から検討した。

■研究の内容

各原則についての研究内容に触れておくと、PPP の歴史的経緯を主要国について分析し、憲章案を踏まえた検討をした。予防原則については、欧米における文献や裁判例を分析し、憲章案を踏まえた検討をした。未然防止原則等の反映としての個別の活動・事業に関する環境影響評価（EIA）の実施や、EIA の実施確保のため措置をとることについての国際文書の状況及びそれと憲章案の関係を明らかにし、日本法に対する示唆を得た。環境権については、国連人権理事会の人権法の下での展開を分析し、日本では環境権が実定法化されていないが、その内容の一部は人格権によって担われてきたこと、参加原則（手続的環境権）の 3 つの柱（情報アクセス権、参加権、司法アクセス権）についても、国際的な水準と日本法との関係について検討した。また、国際条約等の規範的文書における CBDR の採用のあり方について検討した。

■研究成果及び環境政策等への貢献

政治宣言のわが国に対する示唆として、わが国でも環境法の基本原則に関してリオ宣言のレベルでの導入が必須であること、PPP に関して汚染や汚染者の概念を拡大してきた歴史的経緯があり、この点が CO2 などの温室効果ガスを汚染と捉えその排出者を汚染者と捉える解釈を導くことがあげられる。予防原則に関しては、行政裁量の過度の拡大等の懸念に応えるため、その内容と適用方法の明確化が必要であることや、予防原則は、根拠となる科学的知見が全く存在しない場合には適用されるべきではないことなど、本研究の成果が、実際にこの概念を用いる際の留意事項として活用される可能性がある。環境権に関して、国際的には人権法の展開をふまえた環境権の検討が進められていることは、これに関するわが国における理解に一石を投じるものである。また、多くの国際文書が、個別の活動・事業に関する EIA の実施や、EIA の実施確保のため措置をとることを、活動・事業の管轄国に求めていること、全ての国に適用される国際慣習法が、越境の重大な環境リスクを伴う活動・事業につき、EIA の実施を管轄国に要求していること、それに対し、日本の国内法制は、このような国際義務の遵守確保を導くことができるものにはなっていないことは、日本の EIA に関する理解のために必須の論点である。さらに、参加原則の 3 つの柱についてわが国が国際的な最低基準を充たしていない部分がある点は、日本の環境法を評価する上で避けられない課題となっているとの認識は有用であろう。